

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長遠藤一彦は令和2年5月13日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所5階511.512会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 藤井愛子	2番 古谷文夫
3番 川辺茂	4番 小林利夫
5番 野口寛	6番 石山幹雄
7番 瀬能良一	8番 筑井正
9番 宇佐見稔久	10番 望月秀嗣
11番 上原廣	12番 青木進
13番 遠藤一彦	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

議長 ただいまから令和2年第5回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

7 番 瀬能 良一委員

9 番 宇佐見 稔久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 4 号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 770 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡張するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 4 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 2 班より説明をお願いします。

上原委員 今月は 2 班が担当で、5 月 8 日に現地調査を行いました。

今回の報告は、議案第 1 号申請番号 1 番から 4 番、8 番、議案第 2 号申請番号 1 番から 6 番については小林委員、議案第 1 号申請番号 5 番から 7 番、9 番、10 番、議案第 2 号申請番号 7 番から 13 番については古谷委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第 1 号申請番号 1 番について小林委員から報告をお願いします。

小林委員 議案第 1 号申請番号 1 番について報告します。

申請地は、船形字松山の畑 1 筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 申請人に、何を作付するか、また販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 今、考えてるものは、小麦を作ろうとしています。

販売先については、個人を考えております。

作付については、秋を予定しています。

青木委員 現在、どこで耕作しているのか、農業にかかわっているのか、機械等の設備はどうなっていますか。

申請人 現在、米の方の稲作はしております。

機械関係についてもあります。

青木委員 拠点としては、何処ですか。

申請人 拠点は、船形です。

青木委員 耕作面積は、どのぐらいですか。

申請人 自分の分ですと1町5反です。

青木委員 機械についての状況は。

申請人 親族と一緒にやっておりますして機械関係すべて、あります。

議長 地元の瀬能委員、何か付け加えることありましたら、お願いします。

瀬能委員 お住まいは春日部ですか。

申請人 はい。そうです。

瀬能委員 野田市の船形耕地に来られて耕作されているのですか。

申請人 船形と木間ヶ瀬で耕作しています。

瀬能委員 要は、県外から野田の方に耕作に来ていただいているのはありがたいことですが、逆に、埼玉のお住まいの春日部は都市化で農地の確保は難しい状況なんですか。

申請人 実家がこっちになりまして、こちらに毎日帰ってきて、作っている状態なので、埼玉は住んでいるだけなので、農業は考えておりません。

瀬能委員 なるほど。失礼しました。わかりました。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号2番から4番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番から4番についてご説明いたします。

申請地は、田7筆で8393平方メートル、畑1筆で1388平方メートル、合計8筆で9781平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡張するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第1号申請番号2番から4番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田2筆、船形字木戸脇の畑1筆、小山字藤洞の田4筆、小山字緑の田1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番から7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番から7番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で3587平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人、譲受人共通で代々耕作してきた土地と登記名義が違うので、変更するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第1号申請番号5番から7番について報告します。

申請地は、小山字い耕地畑3筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で2257平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、耕作者である譲受人に権利移転を行うため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年4月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第1号申請番号8番について報告します。

申請地は、木野崎字新町の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で674平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、現住所が遠いため、譲受人は、隣接して耕作しやすいためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年4月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第1号申請番号9番について報告します。

申請地は、関宿台町字西六の田1筆で現況は畑となっており、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号10番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で489平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相手方の要望により、譲受人は、所有農地に隣接させて農業経営の利便性を図るためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第1号申請番号10番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字メ切の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と

判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

望月委員 申請番号5番から7番件と8番について質問します。

まず、5番、6番、7番は3人の三つ巴と思いますけど売買でなくて、登記上の変更だけですか。

事務局 隣接した3筆がありまして、名義の方がそれぞれ3人いて、それぞれ違う方が耕作しており、実際に耕作している方に名義を合わせるという申請です。

望月委員 売買ではないんですね。

事務局 交換です。

望月委員 あと8番ですが譲受人と譲渡人は親子ということでしょうか。

事務局 譲受人と譲渡人の関係は、親子で贈与の申請です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で144平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による看板設置及び車両置場用地です。

令和2年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土はせず、車両置場は砂利敷きにて整備し、看板はコンクリートの基礎により固定する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砂利敷きとするため、浸透により雨水の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番の説明をする前に、申請番号1番から8ページの申請番号13番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 247 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。
令和 2 年 4 月 22 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第 2 号申請番号 2 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅からおおむね 300 メートル以内であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、篠竹が生い茂っていました。

計画内容は、砕石敷き均しにて貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプを設置し、砕石が流出、飛散しないよう隣地と 50 センチメートル程の距離を開ける計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 355 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 2 年 4 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木が生えていました。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に安全鋼板を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の受益地ではありません。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番、5番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号4番、5番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1615平方メートルの内669平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転及び使用貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第2号申請番号4番、5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、埋立ては行わず、整地し、太陽光パネル及び送電線の電柱を設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で5262平方メートルの内2114.77平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和2年4月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

小林委員 議案第2号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため例外規定に該当します。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、アスファルト舗装にて駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になり、雨水対策として調整池を設置します。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1291平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第2号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認めら

れます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 869 平方メートルとなっております。

転用の目的は、地上権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 4 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第 2 号申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、転圧をして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番、10 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 9 番、10 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 641 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 4 月 22 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第 2 号申請番号 9 番、10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。
当該地の現況は、保全管理された農地でした。
計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 334 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 4 月 21 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第2号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号12番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で74平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第2号申請番号12番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2

種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、転圧により整地し、駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 892 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 4 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

古谷委員 議案第 2 号申請番号 13 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、整地のみで太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当

と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 申請番号6番の確認ですが、既存施設の拡張で2分の1以内だったら、第1種農地でも許可なんでしょうけれども転用面積が5262平方メートルの内2114平方メートルということで、残り約3000平方メートルありますが、許可後何年経ったら、この3000平方メートルを申請させるのでしょうか。

どんどん拡張されることになってしまいますが。

事務局 県に確認したところ例外規定に該当すると認められるのは1回だけです。

望月委員 申請番号5番の2平方メートルの部分これはどういう意味合いなんでしょうか。

事務局 申請番号4番に太陽光発電施設を設置する計画ですが、東電の電柱まで距離があるため、申請番号5番に電柱を設置します。

電柱を2本設置しますが、1本について1平方メートル、2本で2平方メートル電柱部分だけの農地転用申請です。

望月委員 それは使用貸借ですか。

事務局 申請番号5番は、議案書のとおり使用貸借の設定です。

望月委員 残りの土地を農地転用したいとなった時に、申請は全体か2平方メートル以外ですか。

事務局 2平方メートルは、申請人が借りていますので、2平方メートルを除いた申請となります。

望月委員 全体に対して権利の主張されるってことはありませんか。

事務局 ありません。

望月委員 わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成7年以前より宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和40年9月より宅地として利用し、現在に至っております。

昭和59年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年4月21日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番から18番についてご説明いたします。

11ページ、12ページをご覧ください。

野田市長より令和2年5月7日付けで、令和2年度第1次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10ヶ月の賃借権設定が畑12筆で9536平方メートル、2年7ヶ月の賃借権設定が畑1筆で1186平方メートル、3年の賃借権設定が畑5筆で5425平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、3件受理しております。
次に3ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に4ページから7ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に8ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、3件報告がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に16ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が3件ありました。

次に17ページをご覧ください。

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。
以上です。

議長 報告第6号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

番号2番、3番は委員が現地調査を行っております。

番号2番について、調査にあたった宇佐見委員より報告をお願いします。

宇佐見委員 去る3月17日に私と野口農業委員、栗原農地利用最適化推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、墓地の一部として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 番号3番について、調査にあたった野口委員より報告をお願いします。

野口委員 去る3月17日に私と宇佐見農業委員、栗原農地利用最適化推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、店舗及び住宅敷地の一部として使用されていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 次に報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番は私が現地調査を行いましたので報告します。

去る3月26日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

運営委員会の報告を議長の古谷会長職務代理者から報告お願いいたします。

古谷委員 総会前に運営委員会を開催しました。

「農家意向調査の結果」について、お手元の資料のとおりでございます。

今月中に農地利用最適化推進委員の会議を開催して、この結果の取りまとめを行い来月総会に諮り、市長に農業委員会農家意向調査結果として提出する段取りとなっておりますので、ご報告いたします。

以上です。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時00分)